

耳(内耳等及び耳かく)にかかる障害診断書

氏名		男・女	生年月日	昭和・平成	年	月	日
障害名(現在起っている障害、例えば「両耳の聴力を全く失った」等の部位を明記してください。)							
原因となった疾病・外傷名							
交通事故・労災 / その他事故 / 疾病 / 先天性 / その他 ()							
疾病・外傷発生日 年 月 日 場所							
参考となる経過・現症(画像診断及び検査所見を含む。)							
<p>【必須記入事項】障害が治ったかどうか</p> <p><input type="checkbox"/> 障害が治っている … 治った日(※) 年 月 日</p> <p><input type="checkbox"/> 障害が治っていない</p> <p>※「治った」とは、傷病に対する療養が終了しており、かつ、障害の症状が固定している状態を意味します。</p>							
総合所見(傷病の発生から現状に至る経過及び現症、症状の固定又は永続性の状態を記載してください。)							
その他参考となる合併症状							

耳(内耳等及び耳かく)にかかる障害診断書

氏名		男・女	生年月日	昭和・平成	年	月	日
----	--	-----	------	-------	---	---	---

(1)内耳等の聴力障害

■両耳の障害

平均純音聴力レベル(dB)及び最高明瞭度(%)について 該当するものに○印を付けてください	
両耳が90dB以上のもの又は両耳が 80dB以上・30%以下のもの	
両耳が80dB以上のもの又は両耳が 50dB以上・30%以下のもの	
1耳が90dB以上で、かつ、他耳が 70dB以上のもの	
両耳が70dB以上のもの又は両耳が 50dB以上・50%以下のもの	
1耳が90dB以上で、かつ、他耳が 60dB以上のもの	
両耳が60dB以上のもの又は両耳が 50dB以上・70%以下のもの	
1耳が80dB以上で、かつ、他耳が 50dB以上のもの	
両耳が50dB以上のもの又は両耳が 40dB以上・70%以下のもの	
両耳が40dB以上のもの	

■1耳の障害

平均純音聴力レベル(db)及び最高明瞭度(%)について 該当するものに○印を付けてください	
1耳が90dB以上のもの	
1耳が80dB以上のもの	
1耳が70dB以上のもの又は1耳が 50dB以上・50%以下のもの	

(2)耳かく(耳介)の欠損障害

欠損部分がある場合は出来るだけ詳細をご記載ください
例) 1耳の耳介軟骨部の2分の1以上を欠損したもの

(3)その他

その他特記事項がある場合は出来るだけ詳細をご記載ください

上記のとおり診断する

診断年月日

年 月 日

本診断書発行年月日

年 月 日

病院、診療所若しくは介護
老人保健施設等の名称及
び所在地又は医師の住所

(氏名)

医師名

印

聴力検査は、次により行うものとする。

1 聴力検査の実施時期

(1) 騒音性難聴

騒音性難聴については、85dB以上の騒音にさらされた日以後7日間は聴力検査を行わないものとする。

(2) 騒音性難聴以外の難聴

騒音性難聴以外の難聴については、療養効果が期待できることから、療養が終了し症状が固定した後に検査を行うものとする。

2 聴力検査の方法

(1) 聴力の検査法

聴力検査は、日本聴覚医学会制定の「聴覚検査法(1990)」により行うものとする(語音による聴力検査については、日本聴覚医学会制定の「聴覚検査法(1990)」における語音聴力検査法が制定されるまでの間は、日本オージオロジー学会制定の「標準聴力検査法の I I の語音による聴力検査」により行うものとし、検査用語音は、57式、67式、57S式又は67S式のいずれかを用いるものとする。)

(2) 聴力検査の回数

聴力検査は日を変えて3回行うものとし、下記3に掲げる場合は、更に行うものとする。ただし、聴力検査のうち語音による聴力検査の回数は、検査結果が適正と判断できる場合には1回で差し支えないものとする。

(3) 聴力検査の間隔

検査と検査の間隔は7日程度空ければ足りるものとする。

3 障害等級の決定に当たって用いる平均純音聴力レベルは、聴力検査の2回目と3回目の測定値の平均(2回目と3回目の平均純音聴力レベルに10dB以上の差がある場合には、更に行った検査も含めた2回目以降の検査の中で、その差が最も小さい2つの平均純音聴力レベル(差は10dB未満とする。)の平均)とする。

4 平均純音聴力レベルは、周波数が500ヘルツ、1,000ヘルツ、2,000ヘルツ及び4,000ヘルツの音に対する聴力レベルを測定し、6分法(前掲の各ヘルツの音に対する純音聴力レベルを、それぞれA、B、C及びDdBとして、「 $(A+2B+2C+D) \div 6$ 」の式により求める。)により算定するものとする。